

組織名	兵庫海運組合
------------	---------------

組織情報					
所在地 (代表組織)	〒650-0034 神戸市中央区京町76番地の2				
サイトアドレス					
連絡先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">電話</td> <td style="padding: 2px;">078-331-2726</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">FAX</td> <td style="padding: 2px;">078-331-2727</td> </tr> </table>	電話	078-331-2726	FAX	078-331-2727
電話	078-331-2726				
FAX	078-331-2727				

組織概要	<p>管轄・組織体制など</p> <p>事業の対象範囲は兵庫県内に所在する組合員(営業拠点等が兵庫県内も含む)が営む内航海運事業</p> <p>常任理事会を設け、委員7名、理事長を委員長に副理事2名・常任理事3名・専務理事1名で構成している。 常任理事会の主な検討対象は、組合の組織・財政運営等に関する事項の課題・問題点の整理分析・方策等の検討を行う委員会である。</p>
所掌事務・担当業務	<p>兵庫海運組合は内航海運組合法に基づき、昭和33年に神戸海運局長の認可を受け設置が認められた非営利組織。 組合加入資格要件は、内航海運業法に基づく内航海運業又は貨物利用運送事業法に基づく内航運送をする事業を営むものに限られている。 内航海運事業を営むものは、その共同の利益を増進するため内航海運組合を組織することができる。 組合が行える事業の主なものは、運賃・用船料にかかる調整、船舶の船腹調整、物資の購入・価格の調整(これらに関する団体協約の締結)経営の合理的な関する指導あつせん、債務保証等である。</p> <p>現在実施している主な事業は、 船腹の調整事業の収束に向けたSB方式を基本とする暫定措置事業、社会的ニーズに対応するための構造改善事業の二つである。 当組合は内航海運組合総連合会の下にある中央5団体(5つの海運組合連合会)の一つである 全国内航海運組合連合会(略称「全海運」)の全国にある18の地方支部組織の一つの地方海運組合である。 地方組織の実務としては、二つの事業の経由・伝達機関としての機能と事業遂行におけるチェック機能を受け持っている。</p>

組織名	兵庫海運組合
-----	--------

防災に関する取組など

これまでは海難防止のための気象海象等の情報を海上保安部からいただき、組合員に広報周知してきた。

防災関係については、これまで特段の取組はありません。